

## 木簡学会規則

- 第一条 本会は木簡学会と称する。
- 第二条 本会の事務所は奈良県内に置く。
- 第三条 本会は木簡に関する情報を蒐集・整理し、木簡そのものについての研究・保存を推進するとともに、その成果の普及をはかり、史料としての活用に資することを目的とする。
- 第四条 本会は前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。
- 1 木簡に関する情報の蒐集および整理
  - 2 研究集会の開催
  - 3 会誌『木簡研究』その他の刊行
  - 4 発掘調査組織、その他関連する学会・機関との連絡および協力
  - 5 その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 第五条 木簡の調査・研究に従事し、本会の趣旨に賛同する者は会員になることができる。
- 二 本会に入会しようとするものは、会員二名の推薦を必要とし、委員会の承認を得なければならない。
  - 三 会員は所定の会費を納入しなければならない。会費の額は総会において決定する。
  - 四 会員は総会における議決権を有し、会誌の配布をうけ、そ
- 五 他の前条の事業に参加することができる。
- 会員に本会の目的の遂行をさまたげる行為のあつた場合は、委員会はこれを除名することができる。
- 第六条 本会は次の役員をおく。
- 1 会長一名
  - 2 副会長二名
  - 3 委員若干名
  - 4 監事二名
- 第七条 委員・監事は総会において選出され、任期は二年とする。ただし、再任はさまたげない。
- 二 委員は委員会を組織し、会則にもとづき会務を処理する。
  - 三 会長および副会長は、委員会の互選による。会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐する。
  - 四 監事は会計および会務の執行を監査する。
- 第八条 本会は毎年一回総会を開く。
- 第九条 本会の経費は会費および寄付金をもつてて、総会において会計報告を行うものとする。
- 第十条 この会則の変更は総会において議決するものとする。
- 第十三条 委員会は会務運営のため、幹事若干名を委嘱し、また細則を定めることができる。